

◇摂津市 介護認定主治医意見書に係る問診票 運用方法のフローチャート

①介護保険窓口で要介護認定申請

- ・問診票の対象者は、介護認定の新規・区変・更新申請者の全件です。
- ・主治医と本人・家族（ケアマネジャー含む）が相談のうえ、主治医が問診票を必要としない場合、問診票は不要とします。

②対象者に問診票の案内・配付

- ・問診票は新規・区変申請者には申請窓口で、更新申請者には市からの更新勸奨通知に同封して配付します。
- ・市のホームページからも問診票はダウンロードできます。（12/21～）
- ・問診票の必要性とともに記入は任意であること、わかる範囲で記入すること等を市の窓口や文書で案内します。
- ・原則として、医療機関の窓口での問診票配付はありません。

③市で問診票の受付

- ・【市の窓口で、本人・家族が申請】：問診票を持参していない場合は、窓口で記入してもらい、申請書と一緒に市へ提出します。（任意提出の場合に限ります。）
- ・【市の窓口で、ケアマネジャーが申請】：（任意提出の場合）事前に問診票を本人・家族またはケアマネジャーが記入して、申請書と一緒に市へ提出します。
- ・【郵送で本人・家族またはケアマネジャーが申請】：問診票の提出が市にない場合は、問診票が市に提出されていないというご案内（裏面）を市から医療機関に送付する主治医意見書依頼書に添付します。後日、問診票の提出が市にあった場合は、速やかに医療機関へ送付します。
- ・原則として申請者等から医療機関へ直接の問診票提出はありません。

④医療機関へ意見書の作成依頼

- ・市は申請日の翌々開庁日に医療機関に依頼書と問診票を発送します。
- ・問診票の記入・提出は任意のため、意見書の依頼日までに問診票の提出がない場合は、その旨、明記して、依頼書を送付します。

⑤受診

受診の順序は異なる場合があります

※対象者にとって、問診票の提出が任意であるため、依頼書に問診票の添付がない場合においても主治医意見書の作成をお願いします。

⑥医療機関が意見書作成・市へ送付

- ・使用した問診票は医療機関にて適宜保管等をお願いいたします。